

松島町業務委託指名競争入札参加者選定基準

(目的)

第1条 この基準は、町が執行する業務委託の指名競争入札について、業者の選定方法について必要な基準を定め、指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(指名競争入札実施基準)

第2条 指名競争入札を実施する場合は、その参加業者の数は指名業者数基準（別表1）によるものとする。

2 指名競争入札を実施する場合の業者の選定については、別表2に基づき次に掲げるイからハの順に沿って選定するものとする。

イ 不誠実な行為の有無（指名停止中でないこと。）

ロ 地域条件

ハ 当該事業における実績等（入札参加資格申請書より）

3 前項ロの優先順位は次に掲げるイからホの順とし、その所在地に本店、支店若しくは営業所を有している者とする。

イ 松島町内

ロ 多賀城市、塩竈市、宮城郡内

ハ 仙台市

ニ 宮城県内

ホ 宮城県内外

(無作為抽出等)

第3条 前条第3項において、イ及びロで別表1の業者数を満たすことができないときは、その不足する数をハからホの順に別に定める方法で無作為抽出するものとする。

2 前条の規定により選定し、なお別表1の業者数を満たすことができないときは、該当する業者すべてを指名するものとする。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

別表1：指名業者数基準（第2条関係）

区 分	指 名 業 者 数
500千円まで	2人以上
500千円から2,000千円未満	なるべく5人から10人指名しなければならない
2,000千円から5,000千円未満	なるべく10人から15人指名しなければならない
5,000千円から10,000千円未満	なるべく15人から20人指名しなければならない
10,000千円以上	なるべく20人以上指名しなければならない